

(参考2)

平成30年度教育課程研究指定校事業の審査について

1 審査員

- 審査は，原則として国立教育政策研究所内外の複数の者により行う。

2 審査の観点

原則として以下の観点で審査を行う。

- 研究目的・内容等が学習指導要領（移行期間中における特例含む）等に基づいたものであるか。
- 研究目的・内容等が公募課題に沿っているか。
- 研究目的・内容，期待される成果が一般的な学校での実践に参考となるものであるか。
- 研究期間中に達成したい目標が具体的かつ明確で，実現の可能性があるか。
- 研究計画・方法，スケジュールが具体的かつ明確で，実現の可能性があるか。
- 校内または地域をあげて研究を推進する適切な体制が整えられているか。
- 研究の検証方法が明確にされているか。（質問紙などを通して，自己点検・評価を行い，学習指導の改善につなげるサイクルを想定し，確立しているか。また，一部の課題については，これを必須条件としている。）